



2016年4月13日

各 位

会社名 イオン北海道株式会社
代表者名 代表取締役社長 星野 三郎
(コード番号 7512 東証一部・札証)
問合せ先 取締役兼執行役員
管理本部長 竹垣 吉彦
電話番号 011-865-4120

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2016年4月13日開催の取締役会において、「定款の一部変更」に関し、2016年5月24日開催予定の第38期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款の第2条（目的）の変更を行うものであります。
- (2) 発行済のA種種類株式につき、2015年7月14日までに全株式を取得及び消却したことに伴い、当社の発行する株式が普通株式のみとなったことから、現行定款第6条（発行可能株式総数）の所要の変更を行うとともに、現行定款の第2章の2A種種類株式に関する規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2016年5月24日（予定）
定款変更の効力発生日	2016年5月24日（予定）

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 塩、酒類、煙草類、米、切手印紙の販売</p> <p>3.～6. (条文省略)</p> <p>7. 上記各商品の卸及び輸出入業</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、132,000,000株とし、<u>普通株式の発行可能種類株式総数は130,500,000株、第2章の2に規定するA種種類株式の発行可能種類株式総数は1,500,000株とする。</u></p> <p>(2) 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章の2 A種種類株式</u></p> <p><u>第9条の2 当社の、A種種類株式発行の内容について</u></p> <p>1. <u>剰余金の配当</u></p> <p>(1) <u>期末配当</u></p> <p>①<u>期末配当金額</u></p> <p><u>定款第30条第1項に定める期末配当を行う場合には本種類株式を有する株主（以下「本種類株主」という。）または本種類株式の登録質権者（以下「本種類登録質権者」という。）に対し、本種類株式1株につき、普通株式1株当たりの期末配当金に、その時点におけるA種種類株式転換比率（第3項①において定める。以下同じ。）を乗じて得られる金額（円位未満を切り捨てるものとし、以下「A種期末配当金」という。）を、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）と同順位で支払う。</u></p> <p>②<u>非累積条項</u></p> <p><u>ある事業年度において本種類株主または本種類登録質権者に対して支払う期末配当の金額がA種期末配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p>③<u>非参加条項</u></p> <p><u>本種類株主または本種類登録質権者に対しては、A種期末配当金を超えて期末配当を行わない。</u></p> <p>(2) <u>中間配当</u></p> <p><u>定款第30条第2項に定める中間配当を行う場合には、本種類株主または本種類登録質権者に対し、本種類株式1株につき、普通株式1株当たりの中間配当金に、その時点におけるA種種類株式転換比率を乗じて得られる金額（円位未満を切り捨てるものとする。）を、普通株主、または普通登録質権者と同順位で支払う。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 塩、酒類、煙草類、米、切手印紙の販売<u>及び古物の売買</u></p> <p>3.～6. (現行どおり)</p> <p>7. 上記各商品の卸、<u>輸出入業及び賃貸業</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、132,000,000株とする。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 残余財産の分配</p> <p><u>残余財産の分配をする場合には、本種類株主または本種類登録質権者に対し、本種類株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産に対し、その時点におけるA種種類株式転換比率を乗じて得られる金額（円位未満を切り捨てるものとする。）を、普通株主または普通登録質権者と同順位で分配する。本種類株主または本種類登録質権者に対しては、かかる分配額を超えて残余財産の分配を行わない。</u></p>	(削除)
<p>3. 本種類の株式について、株主が当会社に対しその取得を請求することができることとする。</p>	(削除)
<p>(1) 普通株式を対価とする取得請求権</p>	
<p>①本種類株主は、当会社に対し、本種類株式の発行日から20年が経過する日までの間（以下「転換請求期間」という。）本種類株主が有する本種類株式を取得し、これと引換えに、本種類株式1株につき3株の割合（以下「A種種類株式転換比率」という。ただし、下記②に従い変更された場合には、当該変更後の比率を「A種種類株式転換比率」とする。）で普通株式を交付することを請求することができる。</p>	
<p>②A種種類株式転換比率は、合併、株式交換、株式移転、または会社分割その他当会社の普通株式の発行済株式の総数が増える事由が生じる場合で、本種類株主の権利・利益に鑑みての実質的公平の観点から当該転換比率の調整が必要とされる場合には、取締役会が適切と判断する比率に変更される。なお、かかる変更後のA種種類株式転換比率による本種類株式の取得と引換えにより交付すべき普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。</p>	
<p>(2) 普通株式を対価とする取得条項</p>	
<p>取締役会の決定により、転換請求期間中に第3項に定める普通株式を対価とする取得請求権の行使のなかった本種類株式について、本種類株式の発行日から20年を経過した場合には、取締役会が定める当該日を経過した後の日をもって当該本種類株式の全てを取得し、これと引換えに、本種類株式1株につき、その時点におけるA種種類株式転換比率で普通株式を交付することができる。</p>	
<p>4. 議決権</p>	(削除)
<p><u>本種類株主は、当会社の株主総会において議決権を有しない。</u></p>	
<p>5. <u>上記各項の他、本条は各種法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。</u></p>	(削除)

以 上